

校 則

I 欠席等に関する規程

欠席・忌引・早退・遅刻・欠課・異装・外出等の場合には次の規定により行うこと。

1. 欠席する時は、必ず保護者から学校に電話連絡をしてもらう。ただし、病気欠席1週間以上に及ぶ時は、医師の診断書を添えること。
2. 出席扱いとする欠席・欠課
 - (1) 学校の教育活動の一環として、生徒が運動や文化などに関わる行事等に参加したものと校長が認める場合
 - (2) その他 校長が認めた場合
(例) 公共交通機関のストライキや事故等の遅延による欠席や欠課
3. 出席停止・忌引の場合
 - (1) 学校教育法第11条による懲戒のうち停学の日数、学校保健安全法第19条による出席停止の日数、及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第19条、第20条、第26条及び第46条による入院の場合の日数
 - (2) 学校保健安全法第20条により、臨時に学年の中の一部の休業を行った場合の日数
 - (3) 選抜のための学力検査の受検その他教育上特に必要な場合で、校長が出席しなくてもよいと認めた日数
 - (4) 忌引日数は、一親等(父母)7日以内、二親等(祖父母、兄弟姉妹)3日以内、三親等(曾祖父母、伯叔父母、甥姪)1日以内とする。ただし、遠隔地の場合には往復に要する日数を加算することができる。
 - (5) その他特別な場合 非常変災等で校長が出席しなくてもよいと認めた日数
4. 早退・欠課は、HR担任の許可を受けて行い、事前又は事後に届け出をする。
5. 遅刻は、職員室在室の職員の認め印を受け、教科担任に申し出る。

II 学校生活に関する規程

1. 次の事項については、速やかに関係職員に届ける。
 - (1) 金銭・物品等の紛失・拾得・盗難の場合
 - (2) 校舎・校具等の公共物の破損・紛失した場合
 - (3) 交通違反、又は交通事故を起こした場合
 - (4) 警察に補導された場合
2. 次の事項については関係職員に届け出て許可を受ける。
 - (1) 校内設備や校具を使用する場合
 - (2) 募金をする場合
 - (3) 掲示・印刷物等を配布・発行・掲示する場合
 - (4) 対外試合に出場・参加する場合
 - (5) 規定以外の服装をする場合
 - (6) 自転車通学をする場合
 - (7) 下校時刻以後校内に残留するか又は休日に登校する場合

合

3. 次の事項に該当する生徒に特別指導を行う。
 - (1) 出席が常でない者
 - (2) 警察に補導、故意に器物損壊する行為
 - (3) 授業を妨害、又は著しく進行を遅らす行為
 - (4) 校則・社会のルールを無視し、学校の秩序を乱す者
 - (5) その他学校継続が困難な者
4. 身分証明書は常に所持し、紛失した場合はHR担任に申し出て再交付を受ける。
5. 贅沢な物品や多額の金額を所持しない。平常は所持品については、自己の責任において万全を期し、体育授業・部活動その他の学校行事等の時には所定の貴重品袋を使用する。
6. 休日に学校の設備等を使用するときは、その前日までに関係に届け出る。
7. 下校時刻は次の通りである。
月～金曜日 16時45分
各部活動において延長許可を得て行う場合は、18時15分までとする。また定期試験時間割発表後に練習するときは許可を受けて行う。
8. 立入禁止の場所
 - (1) パチンコ店
 - (2) スナック等風俗営業店
 - (3) その他不健全と思われる場所
9. 携帯電話・スマートフォン等の使用について
 - (1) 朝から帰りのSHRまでは、電源を切り、学校の預かりボックスに預ける。違反した場合は、特別指導を行う。
 - (2) テスト時に身につけていた場合は、不正行為とみなす。
 - (3) 使用についてはマナーを守り、他人の迷惑にならないよう気をつける。また犯罪等トラブルに巻き込まれないよう十分注意する。
10. 就業時間内に正当な理由なく学校外へ出てはいけな

III 頭髪・服装等に関する規程

1. 登下校時、学校内は、必ず本校規定の制服を着用する。違反した場合は、再登校を含めた指導をする。
2. 制服は、次に規定するものとして、本校が指定する販売店より購入する。
《男子制服》
 - (1) 冬服 指定のブレザー、スラックス、シャツ、ネクタイ
 - (2) 夏服 指定のシャツ、スラックス
《女子制服》
 - (1) 冬服 指定ブレザー、スカート(スラックス)、シャツ、リボンタイ(ネクタイ)
 - (2) 夏服 指定のシャツ、スカート(スラックス)スカート、スラックスはどちらでも選択することができる。
3. 靴下は、華美でないもの。ただし、ルーズソックスやニーハイソックスは禁止する(膝下丈)。また、寒冷な時期に、黒色無地のタイツの着用を認める。(80デニール以上の

ものとする。)

4. 指定販売店で採寸・購入した制服が正規のサイズであり、違うサイズのものを着用してはいけない。
また、変形したり装飾品を付けたりしてはいけない。
5. 通学のカバンは、スポーツバッグなど制服・通学にふさわしいものをする。
6. コート類は、寒冷な時期に華美でない制服・通学にふさわしいものを着用してもよい。また防寒のため、ブレザーの下に黒で無地のカーディガン等の使用を認める。ただし、カーディガン等だけの着用は認めない。
7. 履物については、次のように規定する。
 - (1) 校舎内では、上下兼用をしない。
 - (2) 下履きは、男女ともスポーツシューズ、またはローファーフューズとする。
8. 頭髮については、男女とも高校生らしさを失わない清潔で端正な髪型であること。
ピアス、化粧、パーマ、カール、エクステ、着色、脱色など変形しないこと。
9. 衣替えは、次の期日を基準とする。
夏服 6月1日
冬服 10月1日
10. 本校規定以外の服装で授業を受けても出席とはみなされない。

Ⅳ アルバイトに関する規程

1. アルバイトは原則禁止とする。
2. 経済的事情等がある場合は、保護者を通して担任と相談の上「アルバイト届」を提出する。

Ⅴ 非常変災に伴う休業等について

1. 登校に関して
 - (1) 警報が発表されている場合は、自宅待機を原則とする。
 - (2) 自宅待機にする場合の基準
ア 生徒が登校する以前に学校が所在する地域（羽島市）に警報が発表されている場合。
イ 生徒の居住地及び通学経路が含まれる地域に警報が発表されている場合。
ウ 警報が発表されていなくても通学経路の道路、橋の損壊などで登校が危険な場合。
エ 警報が発表されていなくても交通機関の停止、自家の被害が著しい場合。
ただし、ウ・エの場合、生徒は電話でその旨学校（担任）へ報告すること。
 - (3) 警報解除後に学校を再開する場合の基準
ア 始業時刻の2時間前（午前6時35分）までに解除された場合。
平常どおりの授業を行う。
イ 始業時刻の2時間前（午前6時35分）から午前11時までに解除された場合。
解除後2時間経ってから授業を開始する。
ウ 午前11時以降に解除された場合。
当日の授業は中止する。

ただし、警報が解除されても、道路、橋の損壊などで登校が危険な場合、交通機関の停止、自家の被害が著しい場合には、生徒は電話でその旨学校（担任）へ報告し登校しなくてもよい。

2. 下校に関して

- (1) 警報が発表された場合は、学校の指示があるままで校内に待機する。ただし、警報発表直後で安全に帰宅できる状況である場合は、帰宅させることができる。
- (2) 学校待機にする場合の基準
ア 気象予報等により、気象状況が悪化し、帰宅が危険になると予想される場合。
イ 主だった交通機関（名鉄、J R等）が運休した場合。
- (3) 学校待機を解除する場合の基準
ア 道路及び生徒の居住地域等の安全を確認ができる場合。
イ 主だった交通機関（名鉄、J R等）が運行している場合。
ウ 学校待機中であっても、保護者に引渡ができる場合は下校させる。
エ 自宅への到着確認を確実に行う。
- (4) 大規模な地震が発生した場合の下校について
ア 校長は生徒の状況を確認する。
イ 近隣の生徒で安全に帰宅できる者は帰宅させる。近隣の生徒とは、徒歩または自転車で通学している者を指す。
ウ 交通機関で通学している生徒は、交通機関が不通となっている間は、原則として学校待機とする。ただし、徒歩等で帰宅できる場合は帰宅させる。
エ 交通機関の復旧の見込みが立たない場合は、遠距離の生徒であっても徒歩等で帰宅させることがある。
オ いずれの場合も、生徒の下校状況について記録を取るとともに、帰宅したことを確認する。

Ⅵ その他

1. 学割について
 - (1) J R等で100km以上の旅行をする場合は、学割証を取得することができる。事前に「学割発行願」に記入してホームルーム担任に提出すること。
2. 自動車学校への通学は、別に定める規程に従う。